

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第一開発室(使用施設等)の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年2月24日(金) 10時00分～10時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 課長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年10月15日付け原規規発第2010158号及び令和5年2月6日付け原規規発第2302066号をもって変更許可したプルトニウム燃料第一開発室(使用施設等)の使用設備の一部撤去解体に係る使用前確認申請の要否について、令和4年6月8日に実施した面談での確認事項を踏まえ、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・解体撤去するとして変更許可したグローブボックス No. 98 の内装設備(熱処理炉、比表面積測定装置及びガスクロマトグラフ)の解体撤去工事が、当該グローブボックスの閉じ込め機能等安全機能に影響を与えないことから、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の6第5号に基づき使用前確認を要さないことについて了解した。
- ・また、ガスクロマトグラフ本体を当該グローブボックスに残置し、維持管理設備とすることについて了解した。
- ・なお、使用前検査については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第2項に基づき、漏れなく確実に実施すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料

- ・ プルトニウム燃料第一開発室グローブボックスNo. 98の内装設備の撤去及び維持管理設備への変更に係る使用前確認の要否について

以上